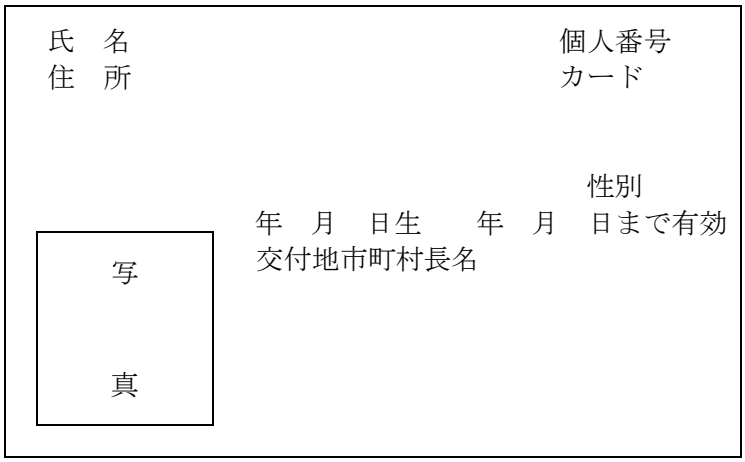
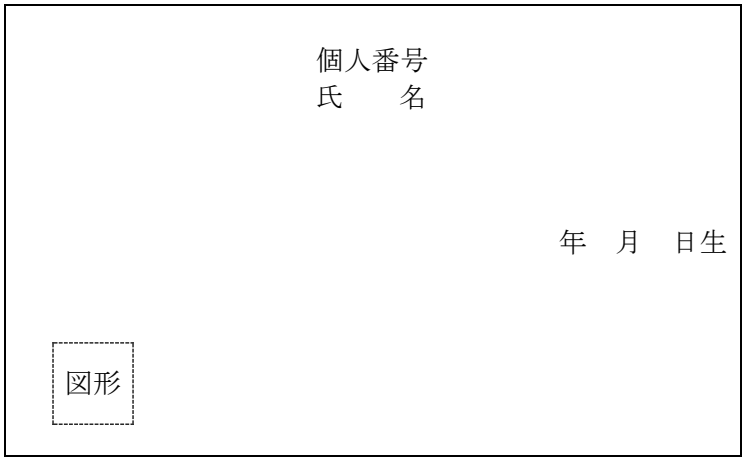
別記様式(第25条関係)

(表)



(裏)



備考1　大きさは、縦53.92㎜以上54.03㎜以下、横85.47㎜以上85.72㎜以下とする。

2　半導体集積回路を組み込む。

3　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏が記載されている場合には、氏［旧氏］　名として、併せて記載する。

4　本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に規定する通称が記載されている場合には、氏名／通称として、併せて記載する。

5　表面には追記欄を設ける。

6　表面中「写真」の部分については、個人番号カードの交付を受けようとする者が法第十六条の二第一項の申請の日において法第二条第七項の主務省令で定める年齢に満たない者である場合には、表示されないものとする。

7　裏面中「図形」の部分については、主務大臣が定める技術的基準によるものとする。